

岸和田市スポーツ大使設置要綱

(設置)

第1条 岸和田市(以下「市」という。)は、トップアスリートやスポーツチームを通じて、市のスポーツ事業や魅力を広く発信することにより、市のスポーツ振興と地域の活性化を図るため、スポーツ大使(以下「大使」という。)を置く。

(活動)

第2条 大使は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 市のスポーツ振興
- (2) 市のスポーツを通じた広報活動
- (3) 市が実施する各種行事への協力
- (4) 市に有益な情報の収集及び提供並びに助言

(任期)

第3条 大使の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の3月前までに市長が書面により解任の通知を行わない場合、当該期間は1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(委嘱等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体のうちから適当と認めるものを大使に委嘱する。

- (1) 市の出身者又は市にゆかりのあるものであって、オリンピック・パラリンピック等の世界的大会に出場経験があるもの
- (2) 市のスポーツに関する情報や魅力を積極的に発信する機会を有するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、市のスポーツ振興に寄与するもの

2 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき
- (2) 大使としての適格性に欠けたとき
- (3) 第2条に規定する活動を2年以上行っていないと認められるとき
- (4) その他、市長が特別の理由があると認めるとき

(報酬等)

第5条 大使に対して、報酬及びその他費用は支給しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、第2条に定める活動に対して、予算の範囲内において報償金、その他活動に要する経費を支給することができる。

2 市長は、大使の活動に資するため、次の各号に掲げるものを提供することができる。

- (1) 市が作成する広報紙、パンフレット、名刺など
- (2) その他大使の活動に関し必要と認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。